

2019年（平成31年）（行コ）第5号

公有水面埋立免許処分差止、公有水面埋立免許不存在確認（追加的併合申立て）追  
加的変更請求控訴事件

控訴人 山戸貞夫外42名

被控訴人 山口県

### 準備書面(1)

2019年9月2日

広島高等裁判所第3部 御中

控訴人ら代理人 弁護士 本田兆司

同 弁護士 足立修一

## 記

### 第1 本件埋立免許の許可・その後の延長の経緯

#### 1 本件埋立免許申請

本件埋立免許は、原判決が適示するとおり、中国電力が、上関原発の建設を計画し、その敷地を確保することを目的とし、2008年（平成20年）6月17日、被控訴人知事に対し、公有水面埋立法（以下「法」という。）第2条1項に基づいて、同条2項3号に規定する「埋立地ノ用途」を上関原発の建設用地として免許申請したものである。

#### 2 本件埋立免許の内容

これに対し、同年10月22日、被控訴人知事は中国電力に対し、同法13条に規定する「工事の着手及び竣工の期間」として、

「免許の日から起算して1年以内に埋立てに関する工事に着手しなければならない」

「埋立てに関する工事に着手した日から起算して3年以内に埋立てに関する工事をしゅん工しなければならない」

との指定条件（講学上の付款）を付し（乙1）、本件埋立免許を発出したのである。

#### 3 本件免許許可後の工事の「着手」と中断

その後、祝島漁業協同組合（以下、祝島漁協という）は上関原発絶対反対を貫き、2000年（平成12年）の漁業補償契約の漁業補償金125億5000万円の祝島漁協分約11億円の受け取りを拒否してきた。その後、埋立免許の取消を求めた祝島の漁業者の意思を踏みにじり、中国電力は、被控訴人県知事の上記指定条件に則り、2009年（平成21年）10月7日、本件埋立工事に着手したが、埋立工事は祝島の漁業者を中心とする作業への抗議行動で海の埋立は進まず、その後、2011年（平成23年）3月11日に発生した福島第1原発事故を受け、同月15日、本件埋立工事を中断し、国のエネルギー政策として新規の

原発建設の見通しがつかず、本件埋立工事を再開できない事態に至った。

#### 4 本件免許の延長申請と判断の懈怠

しかし、中国電力は、本件埋立工事の再開が見通せないにもかかわらず、指定条件のしゅん工期間が到来する（2012年（平成24年）10月7日）直前の同月5日、被控訴人県知事に対し、同法13条の2に基づく本件埋立免許のしゅん工期間の伸長許可（3年間）を申請した。

これに対し、被控訴人県知事は、本件埋立免許の判断をするためと称し、2012年（平成24年）10月23日、中国電力に対し、第1回目の補足説明を求め、以後、2015年（平成27年）5月14日までの6度に及ぶ補足説明手続きを繰り返し、本件埋立免許の伸長許可の判断が行わなかった。

#### 5 2度目、3度目の本件免許の延長申請

そのために、2015年（平成27年）5月18日、中国電力は被控訴人県知事に対し、本件埋立工事の再開が見通せないにもかかわらず、2度目の期間伸長許可を申請し、さらに、同年6月22日、被控訴人県知事が7度目の回答期限を1年間とする補足説明を求めために、翌2016年（平成28年）6月22日、被控訴人県知事に対し、3度目の期間伸長許可を申請した。

#### 6 不当な本件免許延長許可

しかし、この間、既に4年もの歳月が経過してもなお上関原発の設置が見通せないまま、2016年（平成28年）8月3日、被控訴人県知事は中国電力に対し、

「本体着工（上関原発建設）の見通しがつくまで埋め立てをしないよう」要請した上で、本件埋立免許の指定期間を伸長（3年間）する許可を発出したのである。

#### 7 4度目の本件免許の延長申請と不当な許可

しかし、その後の3年間、新規原発の建設の目途は全く立たず、それゆえ、本件埋立工事の再開の見通しがないまま、上記伸長許可の3年を経過しようとする

2019年（令和元年）6月10日、中国電力は被控訴人県知事に対し、4度目の期間伸長許可を申請した。

これに対し、被控訴人県知事は中国電力に対し、同年7月26日、  
「原発本体の着工時期の見通しがつくまでは埋立て工事をしないこと」と要請した上で、伸長許可（2023年（令和4年）1月6日まで）を発出した（甲47～50・新聞記事）。

#### 8 違法な2度目の本件免許の延長許可

しかるに、法13条には、「埋立の免許を受け足る者は埋立てに関する工事に着手及び工事の竣工を都道府県知事の指定する期間内になすべし」

との義務付規定があり、そのことは、都道府県知事は、埋立免許を発出する場合は、法は都道府県知事が埋立工事の着手時期と竣工時期を指定することを命じているところ、上関原発の着工時期が見通せないまま、被控訴人県知事が中国電力に着工時期を指定しない免許は、法的要件が欠落することを自認するものであり、被控訴人元県知事二井関成氏が指摘するとおり（甲50）、既に、法2条の埋立地の用途の要件が欠落している上、法13条の指定期間の要件すら欠落し、本件埋立免許が違法であり、かつ、失効しているといわざるを得ない。

#### 9 違法・無効な本件免許の存在が危険な状態を生んでいること

そして、本件埋立工事のための運搬船や工事船の航行により、控訴人らの許可漁業海域だけでなく、共同漁業権海域で漁業操業を行う控訴人らの漁業権を侵害し、ひいては、漁業操業する控訴人らの生命身体に危険が及ぶだけでなく、2010年（平成22年）3月15日に中国電力による本件埋立工事の中止の後、中国電力が本件埋立免許海域に設置した灯浮標の多くは、瀬戸内海の潮流や毎年襲来する台風の荒波に曝されて移動、流失し、控訴人らの漁具の損傷の恐れがあるだけでなく、漁船で操業する控訴人らの生命や身体への危険が及んでいるのである。

## 10 小括

しかるに、原判決は、控訴理由書に記載したとおり、控訴人らの漁業権に基づく法的利益を直視することなく、形式的論理によって、既に法定要件を欠落した本件埋立免許の法的判断を回避した判決といわざるを得ない。

### 第2 被控訴人第1準備書面に対する反論の概要

被控訴人第1準備書面は、控訴理由に対する被控訴人の認否は、極めて不誠実な主張に終始し、失当というほかないのである。

すなわち、被控訴人の主張は、これまでの主張の繰り返しに終始し、控訴人らが控訴理由書で原判決批判として具体的に主張している点についても、まともに反論せず、原判決は正当であると結論のみを示す主張がほとんどである。

以下では、少し具体的に指摘する。

### 第3 控訴理由書の「第2 原判決の根本的な誤り」に関して

#### 1 被控訴人の主張

原判決が17～18頁において、判示した内容をそのまま引用し、相当であるとし、この判断は被控訴人が原審において、「原告らの主張はウワモノ論」として、反論してきたことへのものと理解できるとする。

#### 2 被控訴人の反論

被控訴人らは、2011年3月11日の福島第1原発の事故後、従前の原子力安全神話は崩壊し、原子力発電所は事故を起こすかもしれないもので、また、その事故は地域社会に対し壊滅的な打撃を与えることが明白になった。そのような状況では、原子力発電所が建設され、深刻な事故が発生する可能性に対する懸念や不安を取り除く法的手段として、公有水面埋立免許処分の取消しがなされれば、深刻な事故が発生する可能性に対する懸念や不安を取り除くことができるのであるから、福島第1原発の事故を経験した日本社会において、公有水面埋立免許処

分の取消しを求める法律上の利益を認めることが常識的な判断であることを指摘し、かつ、世論調査（福島事故後ずっと原発再稼働賛否の比率は変わらず、賛成1：反対2であることが明らかになっている。）の結果も示した。再稼働でもこの有様なのだから、新規の原発などあり得ないと世論は見ているのである。

しかし、被控訴人は、この点について、何ら意味のある反論はできていない。

### 第3 控訴理由書の「第3 控訴人らの行ってきた漁業・権利について」に関して

#### 1 被控訴人の主張

控訴人の主張を概ね認めながらも、控訴人らの許可漁業及び自由漁業を営む権利について、

- ① 物權的請求權を有する権利であるとした部分について、「民法175条の物權法定主義の原則や漁業法23条により、共同漁業権のみが、そのような権利と扱われていることに反する主張である。そのことは、先に引用した被告葉14準備書面で整理した控訴人らの漁業の実態からも社会経済的にも裏付けられるところである。」とし、
- ② 山口県知事が許可することとの関係（第3-4（2））について、争うとし、「許可漁業権は、法4条3項1号の解釈とは関係がない。」とし、
- ③ 本件埋立による控訴人らの漁業への影響（第3-5）について、
  - イ 工事期間の汚濁、又は原子力発電所稼働後の風評により、漁業権が侵害されるとの点を知らないし否認とし、
  - ウ ①控訴人らは、過去長期間にわたり、許可、自由漁業として漁業を営んでいることは認めながら、「②この漁業を営む権利は法的権利として成熟し、社会的に認知された権利で、③これは、損失補償基準からして、実定法上の権利である。」との部分を争っている。

#### 2 被控訴人の主張の誤り

##### （1）①について

控訴人は、この点について、控訴理由書で、許可漁業及び自由漁業を営む権利に基づき、妨害排除請求をなし得る場合があることを説明している。

以下のとおりである。すなわち、

控訴人らの許可漁業権及び自由漁業権は、①その利用が多年の慣習により、特定人、特定の住民又は団体等、ある限られた範囲の人々の間に、特別な利益として成立し、②その利用が長期にわたって継続して、平穏かつ、公然と行われ、③一般に正当な使用として社会的に承認されるに至ったものであるから、慣習に基づく公共用物使用権となり、その法的性質は、私権説、公権説、折衷説のいずれの説によつても、財産権であるとともに、妨害排除請求権を有するものであり、慣行上の流水使用権に関する大審院判決（1905年（明治38年）10月11日判決・民録11輯2136頁）、あるいは、流水使用権の侵害に対する妨害排除請求を認めた大審院判決（1934年（昭和9年）10月23日・判決全集14巻9頁）などの判例も同様に解している。

被控訴人は、この点についての反論を回避しているもので、失当である。

## （2）②、③について

被控訴人は、

- a 「主張する「実定法」の意義が明らかでないが、個別の法律によるものではない。控訴人らは、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に依拠しているが、これは1962年（昭和37年）10月12日中央用地対策連絡協議会理事会決定であつて、法規とはいはず、起業者の内郎基準である（西埜章・換失補償法コメントарル57頁…2018年（平成30年）8月一版…など通説である）。」とする。
- b 山口県知事が許可することとの関係につき、「許可漁業権は、法4条3項1号の解釈とは関係がない。」とする。
- c 行訴法9条2項の「考慮されるべき利益の内容性質」に関する点について、「原判決17頁（エ）は、「経済的利益にかかる権利であつて、上記法律上の利益（健

康や生活環境等)に含まれているものとはいえない」としており、正当である。」とする。

しかし、まず、aについて、「実定法」の意義が明らかでないとする点については、控訴理由書で指摘したように、「控訴人らの許可漁業権及び自由漁業権は、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱第2条5項にいう「社会通念上権利と認められる程度にまで成熟した慣習上の利益」(同旨・公共用地の取得に伴う損失補償基準第2条5項)として、前記補償基準要綱第17条(同旨「同損失基準第20条」)の漁業権等の消滅にかかる補償に規定された「その他漁業に関する権利」に該当し(甲8・熊本意見書)、また、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則第7条3項(三)にいう許可漁業、同項(四)にいう免許・許可以外の漁業としての自由漁業に該当」するのである。すなわち、許可漁業、自由漁業として漁業を営んでいることで、法的権利として成熟し、社会的に認知された権利となるのである。その効果としては、裁判上も裁判規範性を持ちうるものとなっていると考えられるため、「実定法上も法的権利であることが認められる権利である」と主張したのである。

また、bについて、公有水面法4条3項は、以下のように規定されており、かつ、この法律は、1921年制定であって、1910年漁業法の時代のものである。

都道府県知事ハ埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ニ關シ権利ヲ有スル者アルトキハ第一項ノ規定ニ依ルノ外左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ非ザレバ埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ス

- 一 其ノ公有水面ニ關シ権利ヲ有スル者埋立ニ同意シタルトキ
- 二 其ノ埋立ニ因リテ生スル利益ノ程度カ損害ノ程度ヲ著シク超過スルトキ
- 三 其ノ埋立カ法令ニ依リ土地ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ノ為必要ナルトキ(4条3項)

そして、公有水面埋立法は、埋立に先立ち、漁業者との調整を求めているので

ある（5条1項）。

第五条 前条第三項ニ於テ公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者ト称スルハ左ノ各号ノ  
一ニ該当スル者ヲ謂フ

## 二 漁業権者又ハ入漁権者

そして、被控訴人が漁業権者は、共同漁業権者をいうとするが、その者に対しても、調整が終わらないときは、同意がない限り、埋立に着手できないとしている（8条1項）。

第八条 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ第六条ノ規定ニ依リ損害ノ補償ヲ為スヘキ場合ニ於テハ其ノ補償ヲ為シ又ハ前条ノ規定ニ依ル供託ヲ為シタル後ニ非サレハ第四条第三項ノ権利ヲ有スル者ニ損害ヲ生スヘキ工事ニ著手スルコトヲ得ス但シ其ノ権利ヲ有スル者ノ同意ヲ得タルトキ又ハ都道府県知事ノ裁定シタル補償ノ金額ヲ供託シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

このような条文の存在、1910年漁業法の解釈からすると、許可漁業、自由漁業として漁業を営んでいることで、法的権利として成熟し、社会的に認知された権利となっており、その権利侵害に対して、補償が必要とされるものと間では、補償をしない限り、埋立工事に着手できないとされているのである。

ついで、cについて、被控訴人は、原判決の判示を引用するのみであり、控訴理由書で指摘した点についての反論に対して、何ら応えるものとなっておらず、失当である。

控訴理由書では、原判決が、許可漁業ないし自由漁業を営む権利については、経済的利益にかかる権利であって、上記法律上の利益に含まれるものとはいえないとして、原告適格を否定した点について、本件では、本件海域で漁業を行い生活する者にとっては、居住地から近い本件海域は、自己の生存に直結する重要性を有し、漁業を行う権利は、健康と生活環境が守られるべき権利と同様な権利として、理解されるべきである。

また、そもそも、漁業権が強制収用される場合についてみても、憲法29条は

完全賠償ではなく、相当賠償なのだから、賠償を受けられるから問題なしとはならないはずである。利益の消滅に伴い補償を受ける権利があるところ、控訴人らは、この補償を受けておらず、そうであれば、1910年漁業法の解釈と公有水面埋立法の4条、5条、8条を見れば、本来的に、埋立免許をなしえないのであるから、経済的利益にかかる権利であって、上記法律上の利益に含まれるものとはいえないとの判断は、公有水面埋立法の構造を理解していないものである。被控訴人の主張は、被控訴人が指摘する一審段階の準備書面を見ても、この点を看過しており失当である。

よって、被控訴人のこれらの点についての主張は、いずれも失当である。

#### 第4 神戸地方裁判所姫路支部・2000年7月10日判決について

##### 1 被控訴人の主張

被控訴人は、この判決例は、プレジャーボートの係留権が、補償対象である性質に基づく公共用物使用権としても、法5条列挙の利害関係に該当しないとしているのであるから、援用自体、失当というべきである、この判決例は、8条との関係で、5条の利害関係を論じているようでもあるが、その論理過程は、大略、8条の補償を受けられる者は、5条の該当者であるとはしていないことも明らかであるとする。

##### 2 被控訴人の主張の誤り

改めて確認するが、神戸地方裁判所姫路支部・2000年7月10日判決（判例時報1735号106頁）は、公有水面埋立法の構造について、以下のように判示している。

「公有水面埋立法の法文に即してこれをみると、同法は、特別の利害関係を有する者（五条。以下、同法五条に列挙された者を総称して「特別利害関係人」とい、これらの者の有する利益を「特別の利害関係」という。）が埋立予定水域に存在する場合には、利害関係の調整が済むまでは埋立免許を付与せず（四条）、

補償等が終わるまでは原則として埋立工事の着手を許さない(八条)こととして、特別利害関係人を保護している」

この判示からすると、控訴人らは、正に、本件で問題となっている埋立対象の海において、許可漁業、自由漁業などによって生計を立てているものであるから、「特別利害関係人」に該当する。

被控訴人が、8条との関係で、5条の利害関係を論じている点について、その論理過程は、大略、8条の補償を受けられる者は、5条の該当者であるとはしていないとするが、そもそも、公有水面埋立法は、被控訴人のいう、法5条1項2号の「漁業権者」について、被控訴人は、共同漁業権者で、許可漁業、自由漁業の権利を有するものは含まないとするが、これら、共同漁業権者である「漁業権者」についても、補償をすれば埋立できるとしているのである。したがって、「8条の補償を受けられる者は、5条の該当者であるとはしていない」などの論理はおよそ成り立たず、被控訴人の主張は失当である。

## 第5 第3事件との関係で別異に考える必要性について

### 1 被控訴人の主張

被控訴人は、本件埋立免許を延長した時点で、2011年3月11日に発生した東日本大震災は、東電福島第一原発の冷却材喪失による炉心溶融及び水素爆発を招来させ、外部に放射能がまき散らされるというレベル7の重大事故が惹起されたのであること、事故の現状については、認めている。

それでも、なおかつ、本件埋立免許に関して、公水法13条の指定期間に適合しないことについて、争うとし、東電福島第一原発事故の発生がもたらした事態が、埋立工事の指定期間の設定が不可能との指摘に対して、制約が生じたが、不可能となっている訳ではないとする。この点について、以下で反論する。

### 2 被控訴人の主張の誤り—第5次エネルギー基本計画（2018年）では上関原発の新設はありえない

(1) 第5次エネルギー基本計画（2018年7月3日閣議決定）によれば、新設にあたる上関原発建設はありえないことになっており、そもそも上関原発を建設する目的の埋立工事はできないのである。

(2) 2011年3月11日の東日本大震災後の工事中止

2011年3月11日の東日本大震災により東京電力福島第1原発事故が発生し、それを受け山口県・上関町は建設工事の中止を要請し、中国電力は工事を中断して、現在までに至っている。その結果、海は埋め立てられずにそのままの現状で残っているのである（甲51・原子力資料情報室通信No542「山場を迎える上関原発計画」伴英幸・「公有水面埋立て免許のその後」の項）。

(3) 国の原発政策を示す「エネルギー基本計画」について

ア 昨年2018年7月に改訂され、閣議決定された第5次エネルギー基本計画には、上関原発の新設計画は盛り込まれなかった。これは、国のエネルギー基本計画では、上関原発はできることになったことに等しい意味を持つ。

イ それを明らかにするために、本年2019年5月9日付で、上関原発の埋立工事に関する訴訟を提起している「上関原発用地埋立禁止訴訟住民の会」が経済産業省と原子力規制委員会に質問書を提出し、6項目について質疑を行った（甲52・「上関原発用地の需要電源開発地点指定に関する質問」）。

ウ これに対し、同年6月7日、経済産業省と原子力規制委員会の職員との面談が国会議員の立ち会いで、実現して口頭で回答が得られた（甲53・溝田陳述書）。

溝田陳述書によると、経済産業省に、提出されていた質問書（甲52）にある①～⑤項目、①エネルギー基本計画に新規原発を想定しなくなった理由、②重要電源開発地点の指定が事情の変化に該当しないのか、③重要電源開発地点の指定の期間が矛盾ではないのか、④重要電源開発地点の指定の見直しをしないことは原発の新增設がないことと矛盾しないのか、⑤重要電源開発地点の指定の解除するにはどのような手続きが必要か、との5つの質問を行った。また、原子力規制委員会には、質問⑥上関原発の原子炉設置許可申請の審議は進んでいないが、審

査再開はどんな手続きで始まるのか、を聞いた。

この中で、溝田氏を含む参加者が問い合わせたのは、上関原発の新增設はないということの確認であった。

質問的回答は口頭で、経済産業省資源エネルギー庁の中村課長補佐と山瀬係長が答えた。今回改訂の「第5次のエネルギー基本計画」に新增設が含まれるかを問うと、「想定していない」を、繰り返すのみであった。その根拠もはつきりしなかったが、安倍首相が国会答弁「新增設はしない」を引いて、成文化されたものではありませんということであった。

では、新增設はどこが含まれるのかと聞くと、「上関原発は新增設である」と、はつきり答えた。エネルギー基本計画による、エネルギーミックスでの2030年までの原発比率20～22%にすることとの整合性は、「極力原発比率を下げていくように対応する」、原発の再稼働をするのに安全性を最優先し、既存の36基で対応していくとのことであった。「新增設は想定していない」の一点ばかりでその根拠などは示されなかった。

そこで、政府は、原発の新設はないとするのに、「中国電力の社長は、上関を建設するを豪語するのみです。政府から、新設がないのだから、「中国電力に上関をやめなさい」と指導出来ないのかと聞くと、「政府に権限はない」と事業者に任せ、逃げ腰だった。

前回の埋立免許の延長許可で、山口県が根拠にしていたことは、「重要電源開発地点の指定になっていて、これは今も有効である」とのことだったので、これを変えることはしないのかと問うと、「事業者から建設計画の取下げの申請もないのに、事情の変化はない」、「法律の見直しをするつもりはない」とした。

溝田氏は、福島第一原発事故の発生を受けて、当然変更になっていいはずなのに、旧態依然の法規をもって処理しようとする行政の硬直化に驚いたとのことであった。

また、原子力規制委員会では、新設原発の審査は、再稼働優先ですすめている

のと、新しい基準も出来ていないので、2009年12月に、中国電力が工事認可申請を出したものは、審査も止まつたままで、事業者から新たな書類が提出されても、検討しない、できないとのことであった。

つまり、事業者が新規の原発建設を行おうとして、様々な手続きをしたとしても、原子力規制委員会はどうすることもできずに、塩漬け状態にしておくだけのようだった。よって、中国電力が新たなボーリング調査をしても、何の役にも立たないことが明らかになった。

以上のやりとりから、溝田氏は、中国電力が新たなボーリング調査を実施しても、上関原発の建設には何の役にも立たないことが明らかになったとする。

また、このやりとりに参加した、原子力情報資料室の伴氏も、以下のように報告している。

「「上関原発どうするネット」と山口県を中心に活動する「上関原発用地埋立禁止訴訟住民の会」が6月7日に経済産業省（以下、経産省）と質疑を行った。その回答によれば、想定している事情の変化とは、中電が建設計画を取り下げるか、自治体（山口県）が建設に反対するかのどちらかだという。中電は、経産省が開発地点指定は有効と回答し、経産省は、中電が取り下げないから指定は有効としている。経産省はまた、地点指定には強制力はなく、建設するもしないも電力任せとのことでもあった。質疑を通して、経産省と中電とがお互いに相手を根拠にする、実態のない無責任な姿勢が明らかになった。」と（甲51）。

以上から、このやりとりがなされた時点で存在していた本件第3事件で問題にしている埋立免許の延長許可について、双方が実際には実現しないことを根拠にしあって、上関原発が確実できるはずだから、延長を許可したという極めて無責任な実態が明らかになったというべきである。

エ　国の原発政策の「エネルギー基本計画」での上関原発の位置づけについての国会での質疑について

2019年6月19日開催の衆議院経済産業委員会での、宮川伸議員の上関原

発についての質問に対して、村瀬政府参考人は「上関原子力発電所は、設置許可が下りていないため、新設にあたると考えている。」と答え、世耕経済産業大臣も「原発の新增設、リプレースは想定していない。」と断言している（甲54）。

よって、上関原発の建設は現時点では想定されていないこと、また、再稼働することができない多数の原発が存在していないことから、上関原発の建設のめどは全くないことが明白になっている。そのため、埋立工事を行うことは出来ないことは明白になっている。

この日の質疑のなかで、本年6月10日に中国電力が申請した埋立免許の延長申請についてのやりとりが行われている。以下、長くなるが引用する（甲54）。

○宮川（伸）委員 二枚目というか、裏に新聞記事を載せました。今、中国電力が六月十日に、この上関原発の建設のために、埋立免許の期間延長の申請書を山口県に出したということであります。

その申請書の中では、海上ボーリング調査六ヶ月、そして埋立工期に三年というようなことが書かれているということですが、大臣、今、経産省としてはつくらない、想定していないという中で、こういった工事が行われる、そして山口県がこれをいいですよと言う、まだこれはいいですよという結果は出でていませんが、言うだろうと言われていますが、こんなことがあっていいんでしょうか、大臣。

○世耕国務大臣 あくまでもこれは、経産省のエネルギー政策全体の中で、原発については、現時点で、新增設、リプレースというのは想定していないということです。当然、各事業者とか自治体の判断でなされることというのはあるんだろうと思いますが、少なくとも経産省としては、今、原発の新增設、リプレースは想定しておりません。

○宮川（伸）委員 ちょっと私、全く理解できないんですが、新設、リプレースしない、新しいのをつくらない、これは安倍総理も言っていると思います。にもかかわらず、埋立工事し

ていいんですか。大臣、もう一度お願ひします。

○世耕国務大臣 ですから、現時点において、原発の新增設、リプレースは想定していません。

埋立工事の許可というのは、これは私の権限ではありません。

○宮川（伸）委員 大臣の権限があります。これは、山口県が承認するという理由の一つに、重要電源開発地点にここが指定されているから、国がこれを指定しているからという理由で、山口県はこの認可をおろそう、延長を認めようとしているわけであります。

そして、次のページ、法律が書かれている、重要電源開発地点の指定に関する規程というのをきょうお配りしましたが、この中に、なぜ八年もたってこれが解除されていないかということなわけですが、左側に赤ペンで私が丸をしましたが、第七条、経産大臣は、指定を行った重要電源開発地点が第四条第五項に掲げる要件のいずれか適合しなくなったとき、その指定を解除することができるものとすると。だから、大臣がこれは解除できるわけですね。

じゃ、どういう要件かというのがこの右側に丸をした赤でありますが、五の、十二項目あるんですが、全部これはやれないので、四というところだけやってます。「電源開発の計画の具体化が確実な電源であること。」と書いてあるわけです。これは、開発が確実でなければ大臣が解除できるんですね。

今、新設やらないと言っている。何でこれは、計画が具体的な、確実なんですか、大臣。お答えください。

○世耕国務大臣 上関原発については、事業者が有する計画や地元状況に変化がなく、また、事業者から重要電源開発地点の解除の申出がないという中でありますから、その指定を国がみずから解除する事情はないと考えています。

○宮川（伸）委員 大臣、これは、規程、法律と、本当に立憲主義といいますか、法治国家な

んですか。法律をここに私は出しましたよ。出して、大臣が変えられると書いてあるわけですよ、大臣の権限で。その要件として「電源開発の計画の具体化が確実な電源であること。」と書いてあるわけです。

何で、新設をしないと言っているのに、御自身で言っているわけですよ、新設しませんよと言っているのに計画の具体化が確実なんですか。何で計画の具体化が確実なのか教えてください。

○世耕国務大臣 繰り返しになりますけれども、政府としては、現時点において、原発の新增設、リプレースは想定しておりません。

その上で申し上げますと、上関原子力発電所については、事業者が計画を遂行する意向がありまして、法令上の必要な手続や一定の地元理解が進んでいるという状況でありますから、計画の具体化が確実な電源であると考えています。

ただし、その原発を新設を認めるかどうかというのは、これは規制委員会が判断することでありますし、政府としては、現時点においては、原発の新增設、リプレースは想定しておりません。

○宮川（伸）委員 恐らく、多くの国民はその説明は全く理解ができないと思います。

以上のやりとりからすると、経済産業大臣が、新規の原発があり得ないという以上、自己の権限で、上関原発が「重要電源開発地点の指定」の要件である「電源開発の計画の具体化が確実な電源であること。」という状態ないと認定し、「重要電源開発地点の指定」を解除すべきなのに、そのようにせず、事業者任せにしている事実、及び、事業者である中国電力と延長を許可した被控訴人は、国の「重要電源開発地点の指定」というほとんど意味のない形骸化したものにすがっているという実態が、非常に明確になったというべきである。

オ 小括

よって、本件第3事件についての延長は許可されるべきでなかったことが明白になったというべきである。

## 第6 結論

原判決は、控訴理由書に記載したとおり、控訴人らの漁業権に基づく法的利益を直視することなく、形式的論理によって、既に法定要件を欠落した本件埋立免許の法的判断を回避した判決といわざるを得ない。

また、被控訴人の控訴理由書に対する認否・主張は、極めて不誠実なものであって、失当というほかないのである。

以上述べてきたことより、本件で、控訴人らに原告適格が認められるべきであり、本訴を速やかに認容し、原審に差し戻した上で、控訴人らの請求を認容すべきことがより鮮明になってきたというべきである。

以上